

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公表番号】特表2013-519688(P2013-519688A)

【公表日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-027

【出願番号】特願2012-553073(P2012-553073)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/522	(2006.01)
A 6 1 K	33/06	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	33/42	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	33/16	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 K	8/24	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/522
A 6 1 K	33/06
A 6 1 P	1/02
A 6 1 K	33/42
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/08
A 6 1 K	47/04
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	33/16
A 6 1 K	8/49
A 6 1 K	8/19
A 6 1 K	8/24
A 6 1 Q	11/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月10日(2014.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

A ) 0 . 0 0 6 m M から 2 . 7 8 m M の単離したテオプロミン、またはその塩もしくは複塩；

- B ) カルシウムの少なくとも 1 つの供給源；
- C ) リン酸塩の少なくとも 1 つの供給源；および
- D ) 5 から 10 までの pH を含むう歯予防および再石灰化組成物。

【請求項 2】

カルシウムの前記少なくとも 1 つの供給源が、塩化カルシウム、炭酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、リン酸カルシウム、およびその組み合わせからなる群から選択される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

リン酸塩の前記少なくとも 1 つの供給源が、リン酸二水素カリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸三カリウム、リン酸二水素ナトリウム、リン酸水素ニナトリウム、リン酸三ナトリウム、およびその組み合わせからなる群から選択される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

キシリトール、ソルビトール、マンニトール、マルチトール、ラクチトール、イソマルト、エリトリトール、アラビトール、グリセリン、およびその組み合わせからなる群から選択される少なくとも 1 種の等張剤をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

メチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、およびその組み合わせからなる群から選択される少なくとも 1 種の増粘剤をさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

トリクロサン、過酸化水素、メチル - 4 - ヒドロキシベンゾアート、丁子油、およびその組み合わせからなる群から選択される抗菌剤、抗生剤、またはその組み合わせをさらに含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

単離したテオブロミン、テオブロミン塩、多形、またはテオブロミン複塩、カルシウムの少なくとも 1 つの供給源、およびリン酸塩の少なくとも 1 つの供給源を含み、pH が約 5 から約 10 までである哺乳動物において必要なう歯治療用組成物の使用。

【請求項 8】

単離したテオブロミン、テオブロミン塩、多形またはテオブロミン複塩、カルシウムの少なくとも 1 つの供給源、およびリン酸塩の少なくとも 1 つの供給源を含み、pH が約 5 から約 10 までである、少なくとも 1 つの歯の圧入硬度を増強するための組成物の使用。

【請求項 9】

カルシウムの前記少なくとも 1 つの供給源が、塩化カルシウム、炭酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、リン酸カルシウム、およびその組み合わせからなる群から選択される、請求項 7 または 8 に記載の使用。

【請求項 10】

リン酸塩の前記少なくとも 1 つの供給源が、リン酸二水素カリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸三カリウム、リン酸二水素ナトリウム、リン酸水素ニナトリウム、リン酸三ナトリウム、およびその組み合わせからなる群から選択される、請求項 7 または 8 に記載の使用。

【請求項 11】

キシリトール、ソルビトール、マンニトール、マルチトール、ラクチトール、イソマルト、エリトリトール、アラビトール、グリセリン、およびその組み合わせからなる群から選択される少なくとも 1 種の等張剤をさらに含む、請求項 7 または 8 に記載の使用。

【請求項 12】

メチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、およびその組み合わせからなる群から選択される前記少なくとも 1 種の増粘剤をさらに含む、請求項 7 または 8 に記載の使用。

【請求項 13】

トリクロサン、過酸化水素、メチル-4-ヒドロキシベンゾアート、丁子油、およびその組み合わせからなる群から選択される前記少なくとも1種の抗菌剤をさらに含む、請求項7または8に記載の使用。

**【請求項14】**

0%から約1.1%のフッ素ナトリウムまたは0%から約0.76%のモノフルオロリン酸ナトリウムを含有する歯磨き剤よりも、少なくとも1つの歯の前記硬度を増強することにより、う歯を治療する組成物に係る請求項7、または0%から約1.1%のフッ素ナトリウムまたはモノフルオロリン酸ナトリウムのどちらかを含有する歯磨き剤よりも、少なくとも1つの歯の前記硬度を増強する前記組成物に係る請求項8の使用。

**【請求項15】**

0.006mMから2.78mMの単離したテオブロミン、または塩またはそれらの複塩を含む前記組成物であって、かつ前記増強はさらに新しいヒドロキシルアバタイトおよび/またはリン酸カルシウムの前記歯への堆積をさらに含む、請求項8に記載の使用。